

令和3年度答申第48号
令和3年11月25日

諮問番号 令和3年度諮問第49号及び第50号（いずれも令和3年10月29日
諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 特定中国残留邦人等に対する一時金支給申請却下処分に関する件2件

答 申 書

審査請求人X₁（諮問第49号）及び同X₂（諮問第50号）からの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X₁及び同X₂が、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等自立支援法」という。）13条3項の規定に基づき、それぞれ一時金の支給申請（以下「本件各申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人らは同条に規定する特定中国残留邦人等とは認められないとして、本件各申請を却下する処分（以下「本件各却下処分」という。）をしたことから、審査請求人らがこれを不服としてそれぞれ審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 中国残留邦人等自立支援法は、国は、「中国残留邦人等」のうち、「特定中国残留邦人等」に対し、一時金を支給すると規定している（13条3

項)。

そして、中国残留邦人等自立支援法は、「中国残留邦人等」とは、中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者等(2条1項)をいい、「特定中国残留邦人等」とは、永住帰国した中国残留邦人等(明治44年4月2日以後に生まれた者であって、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国し、永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有する者に限る。)であって、昭和21年12月31日以前に生まれたもの(同日後に生まれた者であって同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして「厚生労働省令で定める者」を含み、60歳以上の者に限る。)をいうと規定している(13条1項及び2項)。

(2) 上記(1)の「厚生労働省令で定める者」については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成6年厚生省令第63号。以下「中国残留邦人等自立支援法施行規則」という。)13条の2が、昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等(永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。)であって、その生まれた日以後中国の地域等においてその者の置かれていた事情に鑑み、明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして「厚生労働大臣が認めるもの」とすると規定している。

(3) 上記(2)の「厚生労働大臣が認めるもの」については、平成20年5月9日に厚生労働省社会・援護局が策定した「昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等による「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第13条第3項の一時金の支給申請に係る事務処理方針」(平成27年1月16日の第3次改正後のもの。以下「本件事務処理方針」という。)が、「昭和25年以降に出生した者」の場合には、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であると定めている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人らの父のO（以下「父O」という。）は、昭和17年5月15日、審査請求人らの母のP（中国国籍。以下「母P」という。）と中国の方式により婚姻をした。母Pは、父Oとの婚姻により、日本国籍を取得した。

（除籍謄本（筆頭者：父O））

- (2) 父Oと母Pとの間には、昭和18年a月b日に長男のQ（以下「長男Q」という。）が、昭和20年c月d日に長女のR（以下「長女R」という。）が中華民国A地で出生し、昭和21年e月f日に二男のS（以下「二男S」という。）が、昭和24年g月h日に三男のT（以下「三男T」という。）が、昭和26年i月j日に四男の審査請求人X₁が、昭和28年k月l日に五男の審査請求人X₂が、昭和32年m月n日に六男のU（以下「六男U」という。）が、昭和34年o月p日に二女のV（以下「二女V」という。）が、昭和37年q月r日に七男のW（以下「七男W」という。）が中国A地で出生した。

なお、長女Rは、昭和21年7月15日に中国A地で死亡した。

（除籍謄本（筆頭者：父O））

- (3) 父Oは昭和55年5月21日に、母Pは昭和57年2月13日に、長男Qは昭和55年12月23日に、三男Tは昭和59年9月9日に、審査請求人X₁は昭和56年5月7日に、審査請求人X₂及び六男Uは昭和57年2月13日に、二女Vは昭和59年11月20日に初めて日本に永住帰国した。

なお、父Oは、平成8年10月15日にB地で死亡した。

（父O、母P、長男Q、三男T、審査請求人X₁、審査請求人X₂、六男U及び二女Vの各「永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書、審査請求人X₂の「中国に残留したことがわかる詳細な申立書」）

- (4) 処分庁は、平成20年12月24日付けで長男Qに対し、平成26年4月28日付けで三男Tに対し、中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定に基づき、それぞれ一時金を支給する決定をした。

（長男Q及び三男Tに対する各支給決定通知書）

- (5) 審査請求人X₁は平成27年10月7日に、審査請求人X₂は平成29年4月25日に、処分庁に対し、中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定

に基づき、それぞれ一時金の支給申請（本件各申請）をした。

（審査請求人らの各「特定中国残留邦人等に対する一時金申請書」）

- (6) 処分庁は、令和元年9月30日付けの各却下通知書により、審査請求人らに対し、本件各申請を却下する処分（本件各却下処分）をした。

なお、上記の各却下通知書には、「法（注：中国残留邦人等自立支援法）第13条に定める「特定中国残留邦人等」とは認められないため。」との理由が付されていた。また、上記の各却下通知書に添付された審査請求人らを名宛人とする各書面には、「法（注：中国残留邦人等自立支援法）第13条第3項に定める一時金の支給を受けるためには、昭和25年1月1日以後に出生した方については、ソ連参戦以後の引揚困難事由（留用、中国内戦、中国政府による帰国の不許可など）の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められなければなりません。あなたは、父：O様、母：P様の四男（注：審査請求人X₁宛ての書面。審査請求人X₂宛ての書面では「五男」）として昭和26年i月j日（注：審査請求人X₁宛ての書面。審査請求人X₂宛ての書面では「昭和28年k月l日」）に中国で出生し、両親に養育されていました。あなたの両親の残留状況は、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き中国の地に残留することを余儀なくされたものであったとは認められず、よってあなたは、「昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情があるもの」とは認められませんので却下となったものです。」との記載がされていた。

（審査請求人らに対する各却下通知書）

- (7) 審査請求人らは、令和元年11月21日、審査庁に対し、本件各却下処分を不服として本件各審査請求をした。

（各審査請求書）

- (8) 審査庁は、令和3年10月29日、当審査会に対し、本件各審査請求はいずれも棄却すべきであるとして本件各諮問をした。

（各諮問書、各諮問説明書）

3 審査請求人らの主張

- (1) 審査請求人らは、三男Tと同様、昭和22年1月1日以後に生まれた者である。三男Tが一時金の支給決定を受けているにもかかわらず、審査請求人らが一時金の支給決定を受けられなかったことが不服である。
- (2) 父Oは、日本軍の軍事命令を受けてC地に出兵したため、終戦後、自ら

の身分と国籍を隠してD地人と名乗っていた（身分と国籍が明らかになれば、殺される可能性があった。）。また、中国文化大革命の混乱時期には、共産党公安局によって幽閉、脅迫され、解放後も、マークと監視の下、外部からの情報も入ってこない中、支援者もいなかった。こうした事情があったため、日本への帰国は、昭和47年の日中国交正常化までは極めて困難であったから、父〇は、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により、引き続き残留を余儀なくされたと認めるべきである。

(3) したがって、本件各却下処分取消しを求める。

第2 各諮問に係る審査庁の判断

1 特定中国残留邦人等の意義について

本件事務処理方針は、中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2に規定する「厚生労働大臣が認めるもの」に該当する要件として、「昭和25年以降に出生した者」の場合には、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であると定めている。そして、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」とは、ソ連軍が日本人の本国送還について何らの措置を採らないまま撤退したことによる影響、国民政府軍又は中国共産党軍による留用による影響、中国の内戦による影響、集団引揚げ以外の個別引揚げが中国政府による帰国の不許可などにより困難であったことによる影響などの下において、これに起因して、本邦に引き揚げることなく引き続き中国の地域に居住することを余儀なくされた者をいうものと解される。

なお、ある者が「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」に該当するか否かを判断する際には、当該者を養育していた両親の事情も考慮する。

2 審査請求人らが特定中国残留邦人等に該当するか否かについて

(1) 父〇が「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたとの審査請求人らの主張について

父〇は、陸軍軍人として、昭和20年3月30日に現地臨時召集（C地）によりE大隊に入隊した後、同年5月10日にF大隊に転属し、昭和21年1月9日に現地除隊（G地）となっている。現地除隊後は、A地の家庭に戻り、家族とともに生活していることに照らすと、父〇が外地在留を希望したため、現地において除隊の復員処理がされたものと考えられる。

審査請求人らは、父〇は、終戦後、自らの身分と国籍が明らかになれば、殺される可能性があったため、身分と国籍を隠してD地人を名乗っていたという事情や、中国文化大革命の混乱時期には、共産党公安局によって幽閉、脅迫され、解放後も、マークと監視の下、外部からの情報が入ってこない中、支援者もいなかったという事情があったため、日本への帰国は、昭和47年の日中国交正常化までは極めて困難であったとして、父〇は、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたと主張する。しかし、このような事情は、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」に該当しない上、審査請求人らから当該事情を立証する資料の提出もない。したがって、審査請求人らの上記主張は、採用することができない。

- (2) 三男Tが一時金の支給決定を受けているにもかかわらず、審査請求人らが一時金の支給決定を受けられなかったことが不服であるとの審査請求人らの主張について

中国残留邦人等自立支援法13条及び中国残留邦人等自立支援法施行規則第13条の2は、「昭和21年12月31日以前に生まれた者」に対しては、一律に一時金を支給するとする一方で、「昭和22年1月1日以降に生まれた者」に対しては、その生まれた日以後中国の地域等においてその者の置かれた事情に鑑み、「昭和21年12月31日以前に生まれた者」に準ずる事情があるか否かを個別具体的に判断して、一時金を支給することとしている。そして、本件事務処理方針が「昭和22年1月1日から昭和24年12月31日までに生まれた者」に対しても、一律に一時金を支給するとする一方で、「昭和25年1月1日以降に生まれた者」に対しては、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたか否かを個別具体的に判断することとしているのは、昭和24年までは大規模な引揚げが行われ、同年10月1日に中華人民共和国が成立したことなどの事情を踏まえると、昭和24年までは、昭和21年までと同様、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」による影響がなお続いていたと推定するのが相当であるが、昭和25年以降は、そのような推定が働かないことから、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」による影響があるか否かを個別具体的に判断するのが相当であるとされたからであり、このように、本件事務処理方針が一律に一時金を支給する対象を拡大したこと自体は、中国残留邦人等自立支援法の趣旨に沿うものである。したがって、出生年の

違いにより一時金の支給要件が異なる結果、兄弟姉妹の中で一時金の支給を受けられる者と受けられない者とが生ずることは、やむを得ないものといわざるを得ず、審査請求人らの上記主張も、採用することができない。

- (3) そうすると、審査請求人らの両親は、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたとは認められないから、審査請求人らの両親に養育されていた審査請求人らは、特定中国残留邦人等に該当しない。

3 まとめ

以上によると、本件各却下処分は適法かつ正当であり、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、各審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件各諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件各申請から本件各諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件各申請の受付 : 平成27年10月7日 (審査請求人X₁)
 : 平成29年4月25日 (審査請求人X₂)

本件各却下処分 : 令和元年9月30日
 (本件各申請の受付から約4年 (審査請求人X₁)
 又は約2年5か月 (審査請求人X₂))

本件各審査請求の受付 : 同年11月21日

各反論書の提出期限 : 令和2年4月13日 (その後、2か月延長)

各審理員意見書の提出 : 令和3年9月7日
 (各反論書の延長後の提出期限から約1年3か月)

本件各諮問 : 同年10月29日
 (本件各審査請求の受付から約1年11か月)

- (2) そうすると、本件では、処分庁において、本件各申請の受付から本件各却下処分までに、審査請求人X₁については約4年、審査請求人X₂については約2年5か月もの長期間を要している。中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定に基づく一時金の支給申請の処理については、その性質上、関係資料の調査・検討に相当の期間を要することを考慮に入れても、本件は、関係資料の分量及びその内容に鑑みると、期間を要し過ぎたといわざ

るを得ない。

また、本件では、審査庁において、各反論書が提出されずにその提出期限（延長後のもの）を徒過して約1年3か月後に各審理員意見書が提出された結果、本件各審査請求の受付から本件各諮問までに約1年11か月もの期間を要している。しかし、各審理員意見書の内容からは、その作成に上記の期間が必要であったとは考えられないから、その提出までに上記の期間を要した原因は、審理員が本件の進行管理を怠ったことにあるといわざるを得ない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件各諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各却下処分 of 違法性又は不当性について

- (1) 中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定に基づき一時金の支給対象となる特定中国残留邦人等は、昭和22年1月1日以降に生まれた者の場合には、その生まれた日以後中国の地域等においてその者が置かれた事情に鑑み、昭和21年12月31日までに生まれた者に準ずる事情があるものとして厚生労働大臣が認める者に限るとされ（同条1項、中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2）、これを受けて制定された本件事務処理方針は、昭和22年以降に生まれた者のうち、「昭和25年以降に出生した者」については、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であるとしている（上記第1の1の(3)）。そして、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」とは、「国民政府軍又は中国共産党軍による留用、中国の内戦、中国政府による帰国の不許可など」をいうものとされている（厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室の各都道府県中国残留邦人等支援事業担当者宛ての平成27年2月18日付け事務連絡「満額の老齢基礎年金等の支給」のための一時金の認定基準の見直しについて」）。

そうすると、審査請求人らは、いずれも「昭和25年以降に出生した者」である（上記第1の2の(2)）から、本件では、審査請求人らが「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたと認められるか否かが問題となる。

なお、審査請求人らは、当時、いずれも父O及び母Pによって養育監護されていたから、審査請求人らが「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響

により引き続き残留を余儀なくされたか否かを判断するには、父O及び母Pが「ソ連参戦以後の引揚困難事由」により引き続き残留を余儀なくされたか否かを検討するのが相当である。

(2) そこで、まず、父O及び母Pの経歴等について検討すると、以下のとおりである（父Oの履歴書、除籍謄本（筆頭者：父O））。

ア 父Oは、昭和12年8月10日、臨時召集によりH連隊補充隊に入隊し、H連隊への転属及び同補充隊への転属を経て、昭和16年5月10日、召集解除（C地）となった。

イ 父Oは、昭和17年5月15日、母P（国籍：中国、出生地：中華民国A地）と中国の方式により婚姻をした。

ウ 父Oと母Pとの間には、昭和18年a月b日に長男Qが、昭和20年c月d日に長女Rが中華民国A地で出生した。長男Q及び長女Rの出生については、父Oが在I総領事に届け出た。長女Rは、昭和21年7月15日、中国A地で死亡した。

エ 父Oは、昭和20年3月30日、臨時召集（C地）によりE大隊に入隊し、F大隊への転属を経て、昭和21年1月9日、現地除隊（G地）となった。

オ 父Oと母Pとの間には、昭和21年e月f日に二男Sが、昭和24年g月h日に三男Tが、昭和26年i月j日に四男の審査請求人X₁、昭和28年k月l日に五男の審査請求人X₂が、昭和32年m月n日に六男Uが、昭和34年o月p日に二女Vが、昭和37年q月r日に七男Wが中国A地で出生した。

なお、審査請求人X₁の「中国に残留したことがわかる詳細な申立書」によれば、父Oは医者であり、母Pは主婦であったとのことである。

(3) 上記(2)によれば、父O及び母Pが中国政府により留用されたために日本に帰国することができなかったという事情はうかがわれない。

また、一件記録を精査しても、父O及び母Pが中国政府による帰国の不許可のために日本に帰国することができなかったという事情もうかがわれない。

むしろ、審査請求人らは、各「中国に残留したことがわかる詳細な申立書」において、昭和20年8月9日のソ連参戦以後の家族の状況について、父O及び母Pは、長女Rを除く8人の子とともに、中国A地で生活し、家族の生計は、父Oの医者としての収入によって維持していたと述べている

こと、また、父〇について「究明カード」が作成されておらず、父〇が未帰還者として把握されていないこと（『昭和25年以降に出生した者であって、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者であること』の調査書）からすると、父〇は、家族とともに、母Pの出身地である中国A地に引き続き残留することを自らの意思で選択したものと推認される。

これに対し、審査請求人らは、父〇は、終戦後、自らの身分と国籍が明らかになれば、殺される可能性があったため、身分と国籍を隠してD地人と名乗っていたという事情や、中国文化大革命の混乱時期には、共産党公安局によって幽閉、脅迫され、解放後も、マークと監視の下、外部からの情報も入ってこない中、支援者もいなかったという事情があったため、日本への帰国は、昭和47年の日中国交正常化までは極めて困難であったとして、父〇は、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたと主張する（上記第1の3の(2)）。しかし、その主張に係る事情があったことを確認することができないから、審査請求人らの上記主張は、その前提を欠き、採用することができない。

以上によれば、父〇及び母Pは、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたとはいえない。

- (4) 審査請求人らは、三男Tが一時金の支給決定を受けているにもかかわらず、審査請求人らが一時金の支給決定を受けられなかったことが不服であると主張する（上記第1の3の(1)）。

中国残留邦人等自立支援法13条及び中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2は、「昭和21年12月31日以前に生まれた者」に対しては、一律に一時金を支給するとする一方で、「昭和22年1月1日以降に生まれた者」に対しては、その生まれた日以後中国の地域等においてその者の置かれた事情に鑑み、「昭和21年12月31日以前に生まれた者」に準ずる事情があるか否かを個別具体的に判断して、一時金を支給することとしている。そして、本件事務処理方針が「昭和22年1月1日から昭和24年12月31日までに生まれた者」に対しても、一律に一時金を支給するとする一方で、「昭和25年1月1日以降に生まれた者」に対しては、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により、引き続き残留を余儀なくされたか否かを個別具体的に判断することとしているのは、昭和24年までは大規模な引揚げが行われ、同年10月1日に中華人民共和国が成

立したことなどの事情を踏まえると、同年までは、昭和21年までと同様、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」による影響がなお続いていたと推定するのが相当であるが、昭和25年以降は、そのような推定が働かないことから、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」による影響があるか否かを個別具体的に判断するのが相当であるとされたからであると考えられる。このように、本件事務処理方針が一律に一時金を支給する対象を拡大したこと自体は、永住帰国した中国残留邦人等の自立の支援を目的とする中国残留邦人等自立支援法の趣旨に沿うものと考えられる。したがって、出生年の違いにより一時金の支給要件が異なる結果、兄弟姉妹の中で一時金の支給を受けられる者と受けられない者とが生ずることは、やむを得ないものといわざるを得ず、審査請求人らの上記主張は、採用することができない。

- (5) 上記(2)から(4)までで検討したところによれば、父○及び母Pは、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたとはいえないから、その養育監護下にあった審査請求人らも、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により引き続き残留を余儀なくされたとはいえない。

そうすると、審査請求人らは、いずれも中国残留邦人等自立支援法13条に規定する特定中国残留邦人等に該当しないから、本件各却下処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美